

議第10号議案

新座市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月21日提出

提出者	新座市議会議員	石島 陽子
賛成者	//	笠原 進
	//	小野 大輔
	//	小野由美子
	//	黒田 実樹
	//	嶋田 好枝

提 案 理 由

子ども医療費を入院、通院とも18歳まで無料にするため、この案を提出する。

新座市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

新座市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年新座市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「一部負担金等」とは、こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定による医療給付があつたときの負担すべき額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した額をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「一部負担金等」とは、こどもに係る医療費（<u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこどもにあつては、入院に係る医療費に限る。</u>）のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定による医療給付があつたときの負担すべき額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した額をいう。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。